

各位

会 社 名 パーク24株式会社

代表者名 代表取締役社長 西川 光一

(コード: 4666、東証プライム市場)

問合せ先 取締役上席執行役員経営企画本部長

實貴 孝夫

(TEL:03-6747-8120)

## 当社豪州子会社に対する裁判所による罰金支払命令に関するお知らせ

当社豪州子会社である SECURE PARKING PTY LTD (以下、豪州子会社)が、オーストラリア競争・消費者委員会(以下、ACCC)より提起されていた民事訴訟について、2024年8月8日に、オーストラリア連邦裁判所(ニューサウスウェールズ州)から、豪州子会社に対し、罰金支払い等の命令がくだされましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

#### 1. 訴訟の提起から裁判所による命令に至るまでの経緯

2023年7月5日、豪州子会社は、2017年から2022年までの間、同社が駐車場予約サービスとして提供していた社名由来の「Secure a Spot」という予約サービスについて、顧客に対し、車室が確実に保証されているかのような誤解を与える表示を行い、オーストラリア消費者保護法に違反したとして、オーストラリア連邦裁判所(ニューサウスウェールズ州)に提訴されました。その後、豪州子会社とACCCとの合意について裁判所の承認を得て、2024年8月8日に裁判所より豪州子会社への罰金支払い等の命令がくだされました。

### 2. 命令の内容

命令により、豪州子会社に対し、罰金として10.95百万豪州ドル(約1,040百万円)のオーストラリア連邦政府への支払い(裁判所の命令日より30日以内に実施)ならびに、判決から5年間の販売促進等において顧客の誤解を招くような表示の禁止、全顧客に対する違反事実と命令内容のメール送付およびウェブサイトへの掲載による公表、従業員等に対するコンプライアンス・プログラム見直しを命じられました。

#### 3. 2024年10月期通期業績予想(2023年11月1日~2024年10月31日)への影響

当社は2023年10月期通期決算において、本訴訟に対し発生する可能性のある、罰金・訴訟費用等の損失を見積り、必要と認められる金額(1,090百万円)を訴訟損失引当金繰入額として引当計上しております。今回の命令において裁判所より指示された罰金額は、その見積りと大きな乖離がなく、2024年10月期通期業績予想への影響は軽微です。

#### 4. 今後の方針

豪州子会社は本件を真摯に受け止め、示された罰金の期限までの支払いおよび是正措置に対応してまいります。なお、同社はすでに問題を指摘されたサービス名称を使用しておらず、サービス内容の表示についても改善をしております。今後、罰金の支払いおよび是正措置への対応に併せ、自社ウェブサ

イトやメール等を通じて、お客様への通知、対応なども行ってまいります。

また親会社である当社においても、引き続き法令遵守のもと、お客様に安心・安全・便利なサービスを提供するため、同様事案の再発防止に努めると同時に、子会社の管理監督を強化してまいります。

## 5. 訴訟を提起した者の概要

(1)	名称	オーストラリア競争・消費者委員会
		(Australian Competition and Consumer Commission: ACCC)
(2)	所在地	23 Marcus Clarke Street, Canberra ACT 2601, AUSTRALIA
(3)	代表者の役職・氏名	委員長(Chairman) Gina Cass-Gottlieb

# 6. 当該子会社の概要

(1)	名称	SECURE PARKING PTY LTD
(2)	所在地	Level 13, 99 Mount Street, North Sydney, NSW, 2060, Australia
(3)	代表者の役職・氏名	Director, CEO Peter Anson
(4)	事業内容	駐車場運営(オーストラリア・ニュージーランド)
(5)	資本金	4豪州ドル

以上